

再苦情調査結果報告書

第1 再苦情の対象となった事案

- 1 執行機関 福島県教育委員会教育長
- 2 委託名 福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校Ⅱ期校舎等整備事業
基本・実施設計委託業務
- 3 契約方式 プロポーザル方式（随意契約方式）

第2 再苦情申立の内容

- 1 申立人 中村・山本堀・永山アーキテクト共同体 代表者 中村 勉
- 2 申立事項 「審査が不適切であったと考えられるため、審査は無効であり委託契約は白紙である。」
- 3 申立年月日 平成27年10月6日

第3 調査方法

平成27年10月26日、再苦情調査部会を開催し、再苦情申立人及び執行機関担当者から意見陳述及び意見聴取を実施。

第4 調査結果

1 再苦情調査部会の結論

福島県入札制度等監視委員会は、再苦情調査部会における調査審議の結果、上記再苦情申立人からあった申立てを認めないものとする。

- (1) 福島県教育委員会教育長が行った「福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校Ⅱ期校舎等整備事業基本・実施設計委託業務」におけるプロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）の審査結果に対し、再苦情申立人は「審査は不適切であったと考えられるため、審査は無効である」と主張するが、この主張は、プロポーザル方式に対する審査委員会と再苦情申立人の「認識の違い」によって生じたものである。

その上で本プロポーザルの審査過程において、審査結果を覆すほどの瑕疵があったとは認められず、審査結果は妥当である。以下、4においてその理由を述べる。

- (2) しかしながら、上記のような「認識の違い」に加え、審査委員から一部参加者の提案を擁護するような発言が認められることから、審査過程について再苦情申立人に不公正との疑念を持たれたことは否定できない。

本プロポーザルは、投票により候補者を決定したが、透明性、公正性の観点から、今後実施するプロポーザル審査においては、投票による決定方法であっても詳細な評価書等の作成を求めるものである。

以下、2及び3において、再苦情申立人及び執行機関の主張に触れるが、調査により論点は次の3点となる。

- 1) 最優秀案は要求項目を満たしているかについて
- 2) 審査は公正に行われたかについて
- 3) 審査体制に不備がなかったかについて

2 再苦情申立人の申立事項の要旨

(1) 最優秀案は要求項目を満たしているかについて

最優秀案は募集要領で求めている、面積、設計工期、並行施工等の重要な課題に技術提案書で応えていない。

まず校舎面積の記載がなく、提案書に記載の図面から推察すると基本計画の校舎面積の約3分の2の12,000㎡しかない計画案を提案している。審査委員会では「全体のボリュームについての不安」があると議論されているが、要求面積を満たしているかどうかの確認もせず、提案内容の変更を容認するようなあいまいな審査が行われている。

また、施工工程やコストの検討についても一般論を述べているだけで、「合理的かつ現実的な施設整備」を裏付けるような技術的な提案にはなっていない。

審査委員会は、このような最優秀案の提案内容の検討不完全であることを柔軟性と評価し、エデュケーショナルコンコースという抽象的な提案を個性的で魅力的という評価をしているが、これは、「プロポーザルとは人を選ぶこと、内容は後から」という従来の考え方である。しかし、改正された品確法^{*}の「公共工事に関する調査及び設計への品質が確保されるようにしなければならない」という趣旨からすれば、しっかりとしたものが実現出来ると認めた上で選定すべきである。

以上のように、最優秀案の提案書はその80%が一般論に割かれており、現実的な案をもってプロポーザルの要求に応えなければならない要求条件に違反している。

※ 公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成17年3月31日法律第18号、最終改正：平成26年6月4日法律第56号)

(2) 審査は公正に行われたかについて

本来、技術提案書に書かれている事物を客観的に比較検討し評価するのが審査である。

最優秀案の提案者は、13社の小事務所の地元連合という寄せ集め体制であり、「体制の不安定さ」を審査委員会も認めている。その上で、「県のバックアップ」を求める意見が議事録には9回記録されている。これに対して、県の審査委員は3回に渡り、「選定にあたって県のフォローを前提とするべきでない」と明確に否定しているが、審査委員長は県の審査委員の反論にもかかわらず、本来マイナスの評価となるべき「県のバックアップ」を前提にしており、公正な審査がなされているとは言えない。

また、木造の3階建ては技術的に難しく、コスト的に非常に大きなコストがかかるにもかかわらず、審査委員会は木造2階建てという提案は一部3階建てという「指導的アイディア」を与えた上で評価を行ったり、「木造のコスト的優位」といった根拠のない意見を述べるなど、公正性に欠けた審査を行っている。

(3) 審査体制に不備がなかったかについて

二次審査（ヒアリング審査）は副委員長が不在のもと行っている。審査委員会は「過半数以上の出席によって成立」ということは承知しているが、学校建築の専門家である副委員長がいない中での審査には不備があり、このことが誤った審査結果につながっている。

更には、審査委員会は最優秀提案者の「地元の力で復興を」と訴える情緒的で政治的なプレゼンを高く評価し、募集要領で要求された各提案課題に対する評価の積み上げは結果に反映されていない。

3 福島県教育庁の弁明の要旨

(1) 最優秀案は要求項目を満たしているかについて

プロポーザル方式は、発注者側が示した提案課題に対する発想・解決方法等の提案を求め、審査し、施設整備の実現のために最も適した人（設計者）を選考する方式で、明確な設計条件に基づき具体的な設計案を求める設計競技方式（コンペ）とは異なるものである。本プロポーザルにおいては、「整備における基本的な考え方及び提案課題」を求めており、具体的な設計案は求めておらず、技術提案書には校舎の設計案や全体面積の記載は求めている。なお、この旨については募集要領にも明記している。

また学校基本計画は、教育カリキュラムを実際にやるためにはどれだけの諸元が必要かというのを積み上げ方式でまとめたものである。

再苦情申立人は「最優秀案はコスト面、施工工程についての検討がなされていない」と主張するが、コスト面については、技術提案書にその手法が記載されており、ヒアリングにおいてコスト計算した上で提案しているとの説明があった。また、施工工程についても、効率的な施工について提案がなされている。

審査委員会における書類審査及びヒアリング審査の実施により、最優秀案は、これら提案の考え方、特徴、説明内容などから総合的に評価して決定されたものである。

(2) 審査は公正に行われたかについて

最優秀案の「体制の不安定さ」についての議論はマイナス評価したものではなく、この議論の結果を踏まえて最優秀案が選定されたものである。なお、「体制の不安定さ」について審査委員会として認めてはいない。委員から意見が示されたうえで、実現可能性について検討を行い、議論を踏まえて、最優秀案として決定されている。

また、再苦情申立人が「指導的アイデアを与えて評価している」と主張しているが、これは審査委員間の意見交換の中であくまで意見として付されたものであり、それを加えて評価したものではなく、客観的比較評価をすべき審査のルールを曲げているものではない。

(3) 審査体制に不備はなかったかについて

二次審査（第3回審査委員会）の日程については、副委員長が出席した一次審査（第2回審査委員会）において日程調整を行い、副委員長は二次審査の開催予定日は予定があり出席できないとのことであったが、同日開催について副委員長の了解を得たうえで決定された。審査は副委員長の評価コメントも踏まえ、委員の専門的な知識に基づき、ふたば未来学園の教育カリキュラムによりふさわしい提案はどちらなのかを中心に活発な意見交換や議論を行い、厳正な審査のうえ最優秀案が決定された。

なお、標準的な採点方式にしなかった理由は、この事業が「変革者を具現化する」といった極めて難易度が高い事業であり、この趣旨を踏まえ高い技術力と問題解決能力を備えて生徒や学校、地域の方々と対話を重ねながら丁寧に設計を行ってくれるパートナーを期待したところであり、「採点」方式だと平均的な評価を集める人が上位になる可能性があること懸念し募集要領で「投票」によるとしたものである。

4 再苦情調査部会の判断

(1) 最優秀案は要求項目を満たしているかについて

最優秀案について、「全体のボリュームについての不安」は複数の審査委員から指摘されており、再苦情申立人は「最優秀案は校舎面積が 12,000 m²しかない計画案を提案している」と主張している。しかし、これは再苦情申立人の試算による数値であり最優秀案の技術提案書からは確認できなかった。また、再苦情申立人は学校基本計画に記載の約 18,000 m²という校舎規模について過大であると認識している。

次に、再苦情申立人は「品確法の趣旨からすれば、しっかりとしたものが実現出来ると認めた上で選定すべきである」と主張するが、募集要領及び参加表明書等作成要領には本プロポーザルでは技術力や創造性に優れた設計者を選定するために「施設整備にあたっての基本的な考え方を求める」としており、この点において、再苦情申立人の考えるプロポーザルと「認識の違い」が生じたものとする。また、参加表明書等作成要領には「提案課題に対する計画の考え方等を重視して評価するため、具体的な設計図等を使用してはならない」と明記していることからすると、最優秀案は「基本的な考え方」について提案しており、募集要領で求められている要求項目を満たしているものと判断できる。

なお、品確法では、業務の内容に応じ、技術者の有する資格等を適正に評価し、活用すること（第3条第11項）、企業や技術者の経験・知識・能力の審査、技術提案を求めること等、業務の性格、地域の実情に応じた入札・契約方式を選択すること（第24条第1項）とあり、本プロポーザルでは募集要領において、業務を達成することに必要な資格要件を定めており、品確法の趣旨に即した審査が行われたものと判断する。

(2) 審査は公正に行われたかについて

再苦情申立人は、最優秀案の提案者が「13社の小事務所からの地元連合という寄せ集め体制」であると主張するが、これは「体制の不安定さ」と「オール福島というメッセージ性」と表裏の関係であり、評価としてプラスにもマイナスにもなり得るものとする。この13社体制を「県のバックアップを加えて評価」したのであれば不適切な審査となるが、県の審査委員が明確に否定しており、審査委員会としてこれを加味した評価を行ったとまでは言えない。

次に、再苦情申立人の「指導的アイデアを与えて評価している」という指摘については、募集要領には「特定されたプロポーザル提案書の提案内容が、実際の設計にそのまま採用されるものではありません」と明記してあり、これは今後の可能性を示しただけに過ぎず、「指導的アイデアを与えて評価」したとは言えない。

以上のことから、審査は公正に行われたものと判断する。

(3) 審査体制に不備がなかったかについて

募集要領等の策定にあたっては、ふたば未来学園に対する双葉郡の意見を十分に取り入れるため地元の各代表からなる検討会を立ち上げ策定している。

また、本プロポーザル審査委員会設置要綱では、「審査委員会は審査委員の過半数の出席によって成立する」としており、副委員長が不在であることをもって審査体制に不備があったとは言えない。

ただし、選定方法について、検討会を経た上で「投票」方式を採用することと決定しておりその決定過程に問題はないと考えるが、選定理由を明らかにしているのが審査委員長各案講評のみであったことは、透明性、公正性の観点から説明が欠けていたと考えられる。審査過程に疑念を持たれないよう、少なくとも7つの提案課題に対して審査委員会の評価をまとめた評価書などを作成し評価の積み上げが見える形にすべきであったと考える。